

# 区分変更の手続きの流れ

## ほしぞらから **ゆうやけ** or **わくわく** に 区分変更する場合



手続きする  
対象者

翌月又は翌々月以降の利用区分を変更する場合

1



### キッズに連絡する

キッズに「〇月から区分を変更したい」ことを報告してください。

2



### 区分変更申込書を受け取る

キッズから区分変更申込書を受け取ります。

3



### 区分変更申込書をキッズに提出する

必要事項を記入した区分変更申込書を、キッズに提出してください。

4



### システムの変更をする

キッズのシステムから区分変更の手続きを行います。

5



### キッズから変更を承認したメールが届く

区分変更が承認されると、キッズから承認メールが届きます。  
※承認メールが届いた時点で、区分変更は完了です。



ポイント  
まとめ

- 区分変更申込書をキッズに提出する必要があります。
- 区分変更申込書を提出後、システムでの手続きを行ってください。
- キッズから承認メールが届いたら、区分変更は完了です。

# 区分変更の流れ（西前小学校放課後キッズクラブ）

わくわく → ゆうやけ・ほしぞら に区分変更する場合の手続きはこちら！



手続きをする対象者

翌月又は翌々月以降の利用区分を変更する場合

1



キッズに連絡

「〇月から区分変更したい」と伝える

2



区分変更申込書と  
就労証明書を受け取る

キッズから必要書類を受け取ります

3



就労証明書を撮影

スマートフォン等で  
撮影します

4



システム上で  
区分変更手続き

画像またはPDFを  
アップロードして申請します

5



区分変更申込書と  
就労証明書を提出

キッズへ書類を  
提出します

6



キッズから  
承認メールが届く

メールが届いた時点で  
完了です

提出が必要書類（いずれか1つ）

- 就労（予定）証明書
- 自営業従事者等申告書
- 病気・障害等申告書
- 求職活動申告書
- 学生証、在学証明書
- 罹災証明書



ポイント

- 書類はスマートフォン撮影でOK
- 画像またはPDFで提出
- 提出前に文字が鮮明に読めるか確認

必要書類が必要なケース

変更内容	必要書類
わくわく → ゆうやけ・ほしぞら	<b>必要</b> (上記のいずれか1つ)
ほしぞら・ゆうやけ → わくわく	<b>不要</b> (提出不要です)

全体の流れまとめ

1 キッズへ連絡



「〇月から区分変更したい」と伝える

2 申込書を受け取る



区分変更申込書と  
就労証明書を受け取る

3 就労証明書を撮影



スマートフォン等で  
撮影する

4 システムで手続き



画像またはPDFを  
アップロードして  
申請する

5 書類を提出



区分変更申込書と  
就労証明書を  
キッズへ提出する

6 承認メールが届く



メールが届いた  
時点で完了



ポイント  
まとめ

- 就労証明書の提出が必要です。
- システムでの申請も必要です。
- 承認メールが届いた時点で完了です。



承認メールが  
届けば完了！

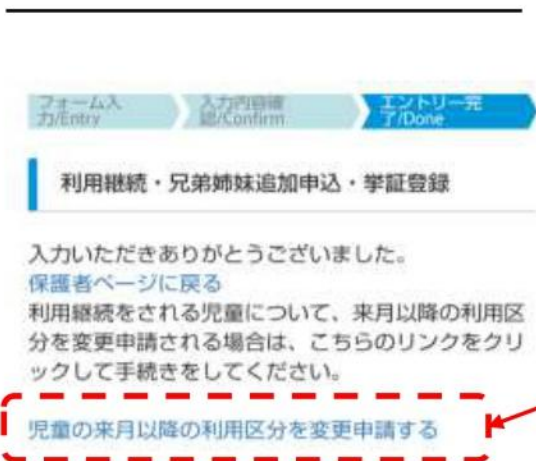


手順①-1:システムのホーム画面から入る場合

→

ホーム画面に表示されている「来月以降の区分変更申請」をタップ。

※クラブによって、表示されるホーム画面のボタン数が違います。



手順①-2:利用継続等の申し込み完了後の案内ページから入る場合→

利用継続等の申し込み完了後、左記の画面が表示されます。

赤枠内で示している文字をタップします。

**来月以降の利用区分変更申請**

・月途中の区分変更は、不可となります。  
 ・クラブで決められている、来月以降の区分変更の毎月受付日切日までに、変更に必要な申請資料と合わせて申請をお願いいたします。  
 ・申請を受付して、クラブのスタッフが申請内容、必要書類をご確認後に変更が可能となります。  
 ※児童の利用区分をすくすく【区分2A、2B】に変更をご希望の場合、留守家庭児童等であることの証明書を「pdf,jpg,png」形式でファイル登録して申請してください。

**申込代表保護者**

申込者氏名/name  
 [黒塗り]

来月以降の区分変更希望月  
 [月選択]

区分変更の理由  
 [理由入力欄]

留守家庭児童等であることの事由変更の有無  
 事由の変更なし [選択]

児童登録人数  
 児童3名

児童1\_区分変更について  
 [区分選択]

児童2\_区分変更について  
 [区分選択]

児童3\_区分変更について  
 [区分選択]

**児童1\_登録**

変更する児童の利用区分を入力して更新ください。

**手順②区分変更するタイミングの月に合わせて選択**

- ・来月以降＝翌月1日から変更  
 例 2月に申請→3月から変更
- ・再来月以降＝翌々月1日から変更  
 例 2月に申請→4月から変更

**手順③理由を簡潔に記載します。**

わくわく区分に変更する場合  
 (例、留守家庭児童でなくなったため。)

すくすく区分に変更する場合  
 (例、保護者が就労で留守家庭になるため。)

**手順④該当する事由を選択。**

自動で「事由の変更なし」が入力されています。  
 留守家庭児童等であることの事由変更がある場合は該当する項目を選択してください。  
 (例、利用申込時:就労→区分変更時:病気・障害)

**手順⑤児童ごとに、区分変更する・しないを選択。**  
 利用登録している児童分が表示されます。

現在の登録情報が表示されています。

手順⑥変更する区分を選択。

手順⑤で、「変更する」を選択した場合に、区分を選択できます。

すくすく(ゆうやけ)【区分2A】

すくすく(ほしぞら)【区分2B】

のどちらかを選択すると、「利用頻度」を入力する欄が表示されます。

平日の利用頻度を、週1日程度～週5日程度から1つ選択してください。

また、土曜日も利用する場合は、「土曜利用有」も選択してください。

【注意】「週〇日程度」のチェックボックスは1つだけ選択してください。

「すくすく(ゆうやけ)すくすく(ほしぞら)【区分2A、2B】の留守家庭児童等であることの証明書について」の項目が表示されます。証明書のスキャンデータまたは写真を添付してください。

ひとり親の場合は、不在の親の事由を「不在」で選択をしてください



手順⑦「申込する」を選択。

手順⑧  
内容を再度確認し、一番下にある「確認して送信する」ボタンを押します。



#### 手順⑨

完了後、左記の画面が表示されると手続きが完了します。

クラブが内容を確認し、承認すると、メールで連絡されます。

#### 参考

クラブでの承認後、下記のメールが届きます。

このメールが届きましたら、登録した内容が反映されていますので、クラブ保護者専用サイトよりご確認ください。

---

★【横浜市用デモ環境】 来月以降の利用区分変更申請へ  
入力を登録完了しました★

---

■■■■様

来月以降の利用区分変更申請にご入力いただきありがとうございます。  
ございます。

ご入力いただいた内容を確認し、登録を完了いたしました  
のでご連絡いたします。

■申込者氏名/name

■■■■

■来月以降の区分変更希望月  
2026-02-01

■区分変更の理由

就労により、留守家庭となるため。